



第 59 号

長野 浩三
KCCN 理事・事務局長
弁護士

携帯電話問題

みなさん、我々KCCNが携帯電話の2年縛りの解約料条項を不当条項（消費者契約法9条1号、10条で無効との主張）として大手キャリアに対し差止請求し、KCCNとは別に弁護士が個別被害者の依頼を受けて、大手キャリアに対し返金請求した事件を覚えていますか？

NTTドコモの「ひとりでも割」「ファミ割」やauの「誰でも割」では、2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その間に同契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収していました。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものです。ナンバーポータビリティ制度（MNP）で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっています。特に2年以降の解約時の違約金は、極めて不当な拘束であると考えられました。これについて、KCCNは、2010年6月両社に対する差止訴訟を京都地裁に提起しました。ソフトバンクについても2011年1月差止訴訟を提起しました。

KDDI相手の訴訟の1審では、この条項の使用差止が認められるという画期的判決を獲得しました（京都地判平成24年7月19日判例時報2158号95頁・金融・商事判例1402号55頁）。しかし、他の訴訟及びKDDIの上訴審では差止請求は退けられ、最終的に最高裁はKCCNの上告受理申立を不受理とし、KCCNの差止請求は結論的には認められませんでした。これらの条項の不当性は明らかでしたが、大手キャリアの条項を不当と判断することに裁判所がびびって躊躇しているという感でした。

これらの条項の不当性は明らかで、総務省の研究会や公正取引委員会はたびたびこの2年縛りの拘束につき、不当であることを指摘してきましたが、大手キャリアは解約期間を延長するなどの小手先の改善にとどまり、抜本的にこの縛りをなくすという改善はしてきませんでした。

この大手キャリアの後ろ向きな姿勢に対し、総務省は、「2年縛り」「4年縛り」と呼ばれる拘束期間を設けた料金プランを念頭に、利用者の解約を不当に妨げる契約を禁じる法改正をすることとし、2019年3月5日、同法案を国会へ提出しました。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO42021680U9A300C1MM0000/>

我々が主張してきた上記縛りの不当性がやっと公に認められ、消費者の利益が図られることになりました。本来は裁判所がこの明らかな不当性を指摘し、差し止めるべきでしたが、数年経ってやっと時代が我々の感覚に追いついてきたというところでしょうか。

KCCNでは今後も時代の最先端の感覚で、消費者の権利、利益を害する事業者の活動について、鋭く指摘し、対象となるものについては差止請求していきます。みなさんのご支援、ご協力を引き続きお願いします。

(2019年3月)